

令和8年度外国人観光客消費拡大事業委託業務 仕様書

1 事業名

令和8年度外国人観光客消費拡大事業委託業務

2 事業の目的

台湾チャーター便就航や外国客船の寄港数増加等により、外国人観光客の受入に関する機運が高まっている現状を踏まえ、県内観光施設や商店、飲食店など（以下、「事業者等」という。）を対象に、外国人観光客の受入環境整備に関するセミナー及び個別支援を実施し、外国人観光客の消費拡大につなげる。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

4 業務内容

以下の業務を実施することとする。なお、事業実施にあたり、必要な経費はすべて委託料に含めるものとする。

(1) セミナーの開催及び募集

- ・Google マップの活用、多言語対応、キャッシュレス化等、外国人観光客の消費拡大につなげる具体的な手法が学べるセミナーを開催すること。
- ・講師は、全国的にインバウンドの受入や情報発信に関する知見を有する者を起用すること。また、高知県地域通訳案内士を併用して講師に起用するなど、外国人観光客の細かなニーズや購買の決め手となるポイント紹介などを行い、より実践的なセミナーとすること。
- ・セミナーの内容は、参加者が導入してみようという意欲を醸成するとともに、具体的な行動を促すこと。

ア 業務内容

企画立案、会場確保・設営、資料作成、講師派遣、司会進行、参加の募集・取りまとめ、関係者との連絡調整等、セミナー開催に係る業務全般を実施すること。

イ 実施内容

次の（ア）から（エ）を行うこと。加えて受託者が提案する内容を県と協議のうえ実施すること。

（ア）Google マップを活用した情報発信

- ・Google ビジネスプロフィールへの登録の具体的な方法（営業時間、店舗情報の更新等の運用方法）
- ・口コミ機能を活用した情報発信の方法

（イ）多言語対応や効果的な多言語ポップ・メニュー表の作成

- ・外国人観光客に伝わりやすい簡単な会話や表現の方法
- ・店頭、店内における効果的な多言語ポップ・メニュー表の作成方法

(ウ) キャッシュレス（キャッシュレス機器導入を含む）

- ・外国人観光客のキャッシュレスの利用実態
- ・キャッシュレス決済のメリット・デメリット
- ・決済端末等の種類や導入に関する情報

(エ) 免税制度

- ・免税制度の概要説明

ウ セミナーの回数・開催方法

- ・セミナーは、高知市中心商店街（参加しやすい場所）で実地セミナー1回、オンラインセミナー1回の計2回開催すること。
- ・実地セミナーの開催方法は、より実践的な方法（ワークショップ形式等）で行うこと。
- ・セミナーの開催時間帯は、事業者等が参加しやすい時間帯（18時以降等）で行うこと。
- ・オンラインセミナーは、アーカイブに残し、本事業完了まで事業者等が視聴できるようにすること。

エ 募集業務等

募集チラシ作成・案内、参加者の取りまとめ、参加者との連絡調整を行うこと。

オ 参加目標数

2回のセミナー開催で事業者等100名以上

(2) 個別支援

ア 実施内容

個別支援の希望者に対し、4(1)の講師や高知県地域通訳案内士、高知県よろず支援拠点とも連携して、外国人観光客のニーズ等に応じた効果的な支援を行うこと。

【個別支援の例】

- ・Google マップへの登録および情報の更新支援
- ・Google マップへの店舗写真、商品写真掲載に関する支援・助言
- ・多言語ポップおよび多言語メニュー作成支援
- ・外国人観光客に伝わりやすい簡単な会話や表現に関すること
- ・キャッシュレス対応に関する助言
- ・免税制度導入に関する相談対応

イ 目標数

事業者等30社以上

(3) 効果検証

セミナー受講者及び個別支援実施者に対し、アンケートやヒアリング等の手法により、実施前後の次の効果検証を行うこと。

ア Google マップの活用、多言語対応、キャッシュレス化の実施状況

イ 集客及び売上の増減、客層の変化

(4) 県と受託者との定例報告会の開催

事業の進捗状況を報告する定例会（月1回程度）及び必要に応じて実施すること。

(5) 県と受託者の協議

業務内容において疑義が生じた場合など、県と受託者とが協議を行った場合、受託者が議事録作成を行い、県へ提出すること。

(6) 成果物等の提出

ア セミナー開催後

提出物：セミナー資料や個別支援で使用した資料等のデータ一式。

提案内容に基づき、県と協議の上、成果物を適宜提出するものとする。

提出方法：電子メール

提出方法：セミナー開催後、速やかに提出

イ 事業完了後

提出物：業務完了報告書

提出方法：電子メール

提出期限：令和9年3月12日（金）

5 成果物等に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は原則として全て県に帰属する。
- (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

6 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、具体例として特定の商品の紹介等を行う際には、当該商品の販売目的ではないことを表示するなど、必要な対応を行うこと。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 県が受託者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (9) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。